

令和2年度6月定例教育委員会資料

令和2年6月26日(金曜日)

奄美市教育委員会

令和2年度 6月定例教育委員会

開会の日時：令和2年6月26日(金曜日) 午後4時40分～5時15分

会議の場所：奄美小学校

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	福 長 敏 文
		総 務 課 長	徳 永 恵 三
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	久 伸 博
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	大 山 茂 雄
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		総 務 課 係 長	夜 差 崇 朗

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「5月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第2号「奄美市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定」について

報告第6号「奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定」について

報告第7号「奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の一部を改正する告示」について

3 その他

議案第2号

奄美市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和2年6月26日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市立学校管理規則の一部を改正する規則

奄美市立学校管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日の特例）

- 3 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業を行った小学校及び中学校にあっては、令和2年度における夏季休業日は、第59条第1項第4号の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

新旧対照表

○奄美市立学校管理規則（平成18年3月20日教委規則第9号）

新	旧
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>（令和2年度における夏季休業日の特例）</u></p> <p><u>3 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染予防のため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業を行った小学校及び中学校にあっては、令和2年度における夏季休業日は、第59条第1項第4号の規定にかかわらず、令和2年8月1日から8月31日までとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p>

報告第6号

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定
について

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年6月26日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程（平成20年奄美市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び」の次に「健康の」を加える。

第11条第2項中「4月から9月までの間で1回、10月から3月までの間に」を「各学期ごとに」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

第14条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条を第13条とする。

第15条第2項中「同条」を「前条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

第2号様式中「第22条」を「第21条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

○奄美市立学校教職員労働安全衛生管理規程（平成20年2月26日教委訓令第1号）

新	旧
<p>(校長の責務)</p> <p>第3条 校長は、常に教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、職場環境の整備に努めなければならない。</p> <p>(総括安全衛生委員会の運営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、<u>各学期ごとに</u> _____1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催できる。</p> <p>3～9 (略)</p> <p>(産業医)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(校長の責務)</p> <p>第3条 校長は、常に教職員の安全の確保及び_____保持増進を図り、職場環境の整備に努めなければならない。</p> <p>(総括安全衛生委員会の運営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生委員会は、<u>4月から9月までの間で1回、10月から3月までの間に</u>1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは臨時に開催できる。</p> <p>3～9 (略)</p> <p><u>(安全衛生推進者)</u></p> <p>第12条 <u>学校給食調理場を設置する学校には、衛生管理者又は衛生推進者のほかに、学校給食調理場に勤務する職員のうちから、校長が選任する法第12条の2に規定する安全衛生推進者（以下「安全衛生推進者」という。）1人を置く。</u></p> <p>2 <u>安全衛生推進者は、校長の指揮監督を受け、学校給食調理場における法第10条第1項各号に掲げる業務を担当する。</u></p> <p>(産業医)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 衛生委員会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

4～7 (略)

(衛生委員会に準じる組織)

第14条 (略)

2 前条の規定は、前項の衛生委員会に準ずる組織について準用する。この場合において、前条第3項中「衛生管理者」とあるのは、「衛生推進者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(健康診断の種類)

第15条 (略)

2・3 (略)

(健康診断の通知)

第16条 (略)

(受診の義務)

第17条 (略)

(健康診断未受診者の取扱い)

第18条 (略)

2 (略)

(健康診断の免除)

3 衛生委員会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

(1)～(4) (略)

(5) 学校給食調理場を設置する学校にあっては安全衛生推進者

(6) (略)

4～7 (略)

(衛生委員会に準じる組織)

第15条 (略)

2 前条の規定は、前項の衛生委員会に準ずる組織について準用する。この場合において、同条第3項中「衛生管理者」とあるのは、「衛生推進者」と読み替えるものとする。

3 (略)

(健康診断の種類)

第16条 (略)

2・3 (略)

(健康診断の通知)

第17条 (略)

(受診の義務)

第18条 (略)

(健康診断未受診者の取扱い)

第19条 (略)

2 (略)

(健康診断の免除)

第19条 (略)

(判定結果の通知)

第20条 (略)

(健康診断結果の報告)

第21条 (略)

(事後措置)

第22条 (略)

(教職員健康診断票の作成等)

第23条 (略)

2・3 (略)

(秘密の保持)

第24条 (略)

(その他)

第25条 (略)

第20条 (略)

(判定結果の通知)

第21条 (略)

(健康診断結果の報告)

第22条 (略)

(事後措置)

第23条 (略)

(教職員健康診断票の作成等)

第24条 (略)

2・3 (略)

(秘密の保持)

第25条 (略)

(その他)

第26条 (略)

第2号様式 (第21条関係)

定期健康診断結果報告書

【 年度】(月～ 月分) (報告 回目)				
事業の種類	教 育	最終検診年月日	年 月 日	
学 校 名	奄美市立		在籍職員数	人
			受診職員数	人
学校所在地			電話番号	
健康診断実施機関の名称及び所在地(医師名)				
健 康 診 断 項 目	実 施 者 数	有 所 見 者 数		
	実 施 者 数	有 所 見 者 数		
健 聴 力 検 査	オーディオメーターによる。	1000Hz	人	人
		4000Hz	人	人
	その他の方法		人	人
胸 部 X 線 検 査	人	人		
か く た ん 検 査	人	人		
血 圧 検 査	人	人		
貧 血 検 査	人	人		
肝 機 能 検 査	人	人		
血 中 脂 質 検 査	人	人		
血 糖 検 査	糖		人	人
	た ん ぱ く		人	人
心 電 図 所 見	人	人		
所見のあった者の人数				人
医師の指示人数				人

年 月 日

産業医の氏名 印
 学校名
 校長名 印

注1 所見のあった者の人数の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見者であった者の人数を記入すること。

2 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要治療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記入すること。

第2号様式 (第22条関係)

定期健康診断結果報告書

【 年度】(月～ 月分) (報告 回目)				
事業の種類	教 育	最終検診年月日	年 月 日	
学 校 名	奄美市立		在籍職員数	人
			受診職員数	人
学校所在地			電話番号	
健康診断実施機関の名称及び所在地(医師名)				
健 康 診 断 項 目	実 施 者 数	有 所 見 者 数		
	実 施 者 数	有 所 見 者 数		
健 聴 力 検 査	オーディオメーターによる。	1000Hz	人	人
		4000Hz	人	人
	その他の方法		人	人
胸 部 X 線 検 査	人	人		
か く た ん 検 査	人	人		
血 圧 検 査	人	人		
貧 血 検 査	人	人		
肝 機 能 検 査	人	人		
血 中 脂 質 検 査	人	人		
血 糖 検 査	糖		人	人
	た ん ぱ く		人	人
心 電 図 所 見	人	人		
所見のあった者の人数				人
医師の指示人数				人

年 月 日

産業医の氏名 印
 学校名
 校長名 印

注1 所見のあった者の人数の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、「聴力検査」から「心電図検査」までの健康診断項目のいずれかが有所見者であった者の人数を記入すること。

2 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要治療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記入すること。

報告第7号

奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の一部を改正する告示について

奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の一部を次のように改正したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年6月26日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の一部を改正する告示

奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領（平成20年奄美市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1号）」の次に「第2条第4号」を加える。

第3条中「対象者」の次に「（以下「面接対象職員」という。）」を加え、同条ただし書中「産業医等」を「産業医」に改め、同条第1号ア中「40時間」を「38時間45分」に改め、「100時間を超え、又は連続する2か月の平均した時間外勤務の時間が」を削る。

第4条第1項中「面接指導を希望する職員」を「面接対象職員のうち、面接指導を希望する職員（以下「面接希望職員」という。））」に、「別記第1号様

式」を「長時間勤務による健康障害防止のための産業医等の面接指導について（申出）（別記第1号様式）」に改め、「第2号様式」の次に「。以下「面接指導問診票」という。」を加え、同条第2項中「職員」を「面接希望職員は、産業医以外の医師の面接指導を希望する場合」に改め、「様式」の次に「。以下「結果通知書」という。」を加え、同条第3項中「職員」を「面接希望職員」に改める。

第5条第1項中「100時間を超え、又は連続する2か月間の平均が」を削り、同条第3項前段中「職員」を「面接対象職員」に改め、同項各号列記以外の部分中「産業医等」を「産業医」に改め、同項第2号中「産業医等」を「産業医」に、「するものとする。」を「するものとする。）」に改め、同項第3号中「（別記第2号様式）」を削り、同条第4項中「面接指導の対象である職員が校長の指定した産業医等」を「面接対象職員が産業医」に、「前号」を「前項各号」に改め、同条第5項中「産業医等」を「産業医」に、「職員に」を「面接希望職員に」に、「職員が」を「当該職員が」に、「別記第4号様式」を「長時間勤務による健康障害防止のための面接指導の申込について（依頼）（別記第4号様式）」に改め、同条第6項中「職員」を「面接希望職員」に改め、同条第7項中「所属」を「学校」に改め、同条第8項中「職員」を「面接希望職員」に、「面接指導結果通知書（別記第3号様式）」を「結果通知書」に、「産業医等及び市教委学校教育課長」を「産業医」に、「別記第5号様式」を「面接指導結果通知書に基づく措置について（報告）（別記第5号様式）」に改める。

第6条の見出し中「産業医等」を「産業医」に改め、同条第1項中「産業医等」を「産業医」に、「職員」を「面接希望職員」に改め、同条第2項中「産業医等」を「産業医」に、「職員への」を「面接希望職員への」に、「当該職員」を「当該面接希望職員」に改め、同条第3項中「産業医等」を「産業医」に、「別記第6号様式」を「長時間勤務による健康障害防止のための職員の健

康管理について（通知）（別記第6号様式）」に、「面接結果指導通知書（別記第3号様式）」を「結果通知書」に改める。

第7条を削る。

第8条中「長時間勤務」を「校長は，長時間勤務」に，「場合は，校長は」を「場合」に，「産業医等」を「産業医」に改め，同条を第7条とする。

第9条各号列記以外の部分中「職員」を「面接対象職員」に改め，同条中「産業医等の」を「産業医の」に改め，「それぞれ」を削り，同条を第8条とし，第10条を第9条とする。

附 則

この要領は，令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

○奄美市長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領（平成20年6月30日教委告示第1号）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この実施要領において使用する用語は、次に定めるほか、奄美市立学校職員労働安全衛生管理規程（平成20年奄美市教育委員会訓令第1号）に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 職員のうち事務職員、学校栄養職員及び奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第2条第4号に規定する学校職員を除いた者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(面接指導の対象者)</p> <p>第3条 面接指導の対象者（以下「面接対象職員」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる職員とする。ただし、各号のAにおいては、面接指導を行う予定の日前1月以内に面接指導を受けた職員のうち、面接指導を受ける必要がないと産業医が認めた者を除く。</p> <p>(1) 事務職員等</p> <p>ア 1週間当たり38時間45分を超えて勤務させた時間（以下「時間外勤務」という。）が1月当たり_____80時間を超える者で、疲労の蓄積が認められるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 面接対象職員のうち、面接指導を希望する職員（以下「面接希望職員」という。）は、速やかに、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等の面接指導について（申出）（別記第1号様式）に面接指導問診票（別</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この実施要領において使用する用語は、次に定めるほか、奄美市立学校職員労働安全衛生管理規程（平成20年奄美市教育委員会訓令第1号）に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育職員 職員のうち事務職員、学校栄養職員及び奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）_____に規定する学校職員を除いた者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(面接指導の対象者)</p> <p>第3条 面接指導の対象者_____は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる職員とする。ただし、各号のAにおいては、面接指導を行う予定の日前1月以内に面接指導を受けた職員のうち、面接指導を受ける必要がないと産業医等が認めた者を除く。</p> <p>(1) 事務職員等</p> <p>ア 1週間当たり40時間_____を超えて勤務させた時間（以下「時間外勤務」という。）が1月当たり100時間を超え、又は連続する2か月の平均した時間外勤務の時間が80時間を超える者で、疲労の蓄積が認められるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 面接指導を希望する職員_____は、速やかに、別記第1号様式_____に面接指導問診票（別記</p>

記第2号様式。以下「面接指導問診票」という。)を添え、校長へ面接指導の申出をしなければならない。

2 面接希望職員は、産業医以外の医師の面接指導を希望する場合は、医師の面接指導後、面接指導結果通知書(別記第3号様式。以下「結果通知書」という。)又は同様の内容が記載された面接記録票を校長へ提出するものとする。

3 面接希望職員は、産業医等の面接指導により医療機関等を受診する必要があると認められた場合は、受診し、健康管理に努めるものとする。

(校長の職務)

第5条 校長は、事務職員等に1月当たり_____80時間を超える時間外勤務を行わせた場合は、当該職員に面接指導を勧めるものとする。

2 (略)

3 校長は、面接対象職員が面接指導を申し出た場合は、面接指導を受けさせるものとする。その際、産業医の面接指導を申し出た場合、対象となる職員に係る次の書類等を産業医に提供するものとする。

(1) (略)

(2) 直近の定期健康診断結果票の写し(人間ドック受診者にあつては、人間ドックの結果票を産業医の面接指導時に持参するよう当該職員に指示するものとする。)

(3) 面接指導問診票_____

(4) (略)

4 校長は、面接対象職員が産業医_____以外の医師の面接指導を希望した場合は、前項各号に掲げる書類等を提供することができる。

5 校長は、産業医の面接指導を面接希望職員に受けさせるときには、当該職員が面接指導の申出を行った月の翌月の10日までに、直接、産業医に長時間勤務による健康障害防止のための面接指導の申込について(依頼)(別

第2号様式_____)を添え、校長へ面接指導の申出をしなければならない。

2 職員_____は、医師の面接指導後、面接指導結果通知書(別記第3号様式_____)又は同様の内容が記載された面接記録票を校長へ提出するものとする。

3 職員_____は、産業医等の面接指導により医療機関等を受診する必要があると認められた場合は、受診し、健康管理に努めるものとする。

(校長の職務)

第5条 校長は、事務職員等に1月当たり100時間を超え、又は連続する2か月間の平均が80時間を超える時間外勤務を行わせた場合は、当該職員に面接指導を勧めるものとする。

2 (略)

3 校長は、職員_____が面接指導を申し出た場合は、面接指導を受けさせるものとする。その際、産業医等の面接指導を申し出た場合、対象となる職員に係る次の書類等を産業医等に提供するものとする。

(1) (略)

(2) 直近の定期健康診断結果票の写し(人間ドック受診者にあつては、人間ドックの結果票を産業医等の面接指導時に持参するよう当該職員に指示するものとする。)

(3) 面接指導問診票(別記第2号様式)

(4) (略)

4 校長は、面接指導の対象である職員が校長の指定した産業医等以外の医師の面接指導を希望した場合は、前号_____に掲げる書類等を提供することができる。

5 校長は、産業医等の面接指導を職員に_____受けさせるときには、職員が_____面接指導の申出を行った月の翌月の10日までに、直接、産業医等に別記第4号様式

記第4号様式により面接指導を依頼する。

- 6 校長は、面接希望職員の面接指導の結果により、医療機関等を受診する必要があると認めた場合は、医療機関等への受診の勧奨及び受診結果の把握に努めなければならない。
- 7 校長は、産業医等から学校における健康管理等の在り方について指導助言を受けた場合は、その改善に努めるものとする。
- 8 校長は、面接希望職員が産業医等の面接指導を受けた場合、結果通知書 _____ 又は面接記録票に基づく措置の状況を産業医 _____ に、面接指導結果通知書に基づく措置について（報告）（別記第5号様式）により、面接指導を受けた翌月末日までに報告しなければならない。

（産業医による面接指導等）

第6条 産業医 は、面接希望職員との面接により必要と認めるときは、校長を通じ医療機関を受診させるよう指示することができる。

2 産業医 は、面接希望職員への面接指導又は医療機関等の受診結果により必要と認めた場合で、かつ、当該面接希望職員から申出があったときは、校長に対し業務上の配慮の要請及び指導を行うものとする。また、産業医 は、当該要請及び指導の対応の結果について、校長に報告を求めることができる。

3 産業医 は、面接指導の結果を校長に対し、長時間勤務による健康障害防止のための職員の健康管理について（通知）（別記第6号様式）に結果通知書 _____ を添えて通知する。

（長時間勤務による疾病発生時の対応）

_____により面接指導を依頼する。

- 6 校長は、職員 _____ の面接指導の結果により、医療機関等を受診する必要があると認めた場合は、医療機関等への受診の勧奨及び受診結果の把握に努めなければならない。
- 7 校長は、産業医等から所属における健康管理等の在り方について指導助言を受けた場合は、その改善に努めるものとする。
- 8 校長は、職員 _____ が産業医等の面接指導を受けた場合、面接指導結果通知書（別記第3号様式） 又は面接記録票に基づく措置の状況を産業医等及び市教委学校教育課長に、別記第5号様式 _____ により、面接指導を受けた翌月末日までに報告しなければならない。

（産業医等による面接指導等）

第6条 産業医等は、職員 _____ との面接により必要と認めるときは、校長を通じ医療機関を受診させるよう指示することができる。

2 産業医等は、職員への _____ 面接指導又は医療機関等の受診結果により必要と認めた場合で、かつ、当該職員 _____ から申出があったときは、校長に対し業務上の配慮の要請及び指導を行うものとする。また、産業医等 は、当該要請及び指導の対応の結果について、校長に報告を求めることができる。

3 産業医等は、面接指導の結果を校長に対し、別記第6号様式 _____ に面接結果指導通知書（別記第3号様式）を添えて通知する。

（学校教育課長の責務）

第7条 学校教育課長は、産業医等の面接指導の結果及びその後の必要な措置の経過を把握するものとする。

（長時間勤務による疾病発生時の対応）

第7条 校長は、長時間勤務による業務上の疾病が発生した場合，
産業医の助言を受け，原因を究明するとともに再発防止の徹底を図るものとする。

(面接指導の服務上の取扱)

第8条 面接対象職員が産業医等による面接指導を受ける場合又は産業医の
指示により医療機関等を受診する場合の服務上の取扱いは，次の各号に掲げる区分に応じ， 当該各号に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(その他)

第9条 (略)

第8条 長時間勤務による業務上の疾病が発生した場合は、校長は、
産業医等の助言を受け，原因を究明するとともに再発防止の徹底を図るものとする。

(面接指導の服務上の取扱)

第9条 職員が産業医等による面接指導を受ける場合又は産業医等の
指示により医療機関等を受診する場合の服務上の取扱いは，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(その他)

第10条 (略)